

新潟市建築関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月28日

新潟市長 中原ハ一

新潟市条例第50号

新潟市建築関係手数料条例の一部を改正する条例

新潟市建築関係手数料条例（平成21年新潟市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表67の項中「評価して、当該申請をする者に交付した当該基準に適合する旨の書類の写し又は登録住宅性能評価機関が当該申請に係る住宅について交付した品確法第5条第1項に規定する住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）に基づき、断熱等性能等級が等級4に適合し、かつ、一次エネルギー消費量等級が等級5に適合すると評価されたものに限る。）」を「評価した書類」に改め、同表69の項中「評価して、当該申請をする者に交付した当該基準に適合する旨の書類の写し又は登録住宅性能評価機関が当該申請に係る住宅について交付した品確法第5条第1項に規定する住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準に基づき、断熱等性能等級が等級4に適合し、かつ、一次エネルギー消費量等級が等級5に適合すると評価されたものに限る。）」を「評価した書類」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。